

民法の一部を改正する法律案要綱

一 事業に係る債務についての保証契約

1 事業のために負担した貸金等債務（金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることによつて負担する債務をいう。）を主たる債務とする保証契約又は主たる債務の範囲に事業のために負担する貸金等債務が含まれる根保証契約（2において「事業に係る債務についての保証契約」という。）は、保証人が法人であるものを除き、その効力を生じないものとする。

2 事業に係る債務についての保証契約であつて保証人が法人であるものの保証人の主たる債務者に対する求償権に係る債務を主たる債務とする保証契約について、1を準用すること。主たる債務の範囲にその求償権に係る債務が含まれる根保証契約についても、同様とすること。

（第四百六十五条の六関係）

二 施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（附則第一項関係）

2 その他所要の規定の整備を行うこと。